

＜返戻金制度について＞

有料職業紹介 許可番号 23-ユ-301828

株式会社 ティースライブ

当社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

1. 当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 90 日以内（契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めによる）に以下の理由で退職された場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料を一定料率で返金いたします。
 - （１）入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合
 - （２）以下に定める事由により内定辞退に至った場合
 - ①求職者が刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき
 - ②その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき
 - （３）入社後、明らかに当該求職者の責による理由によって懲戒解雇され、労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けた場合
 - （４）求人者は本人から退職の意思表示がなされ、求人者がその旨を受理した場合、当該退職受理がなされた日から起算して 3 営業日以内にその旨を株式会社ティースライブへ報告し、且つ退職受理日から起算して 3 営業日以内に退職届もしくは退職証明書を株式会社ティースライブに提出しなければならない。
2. 当該求職者の退職理由が以下の記載する場合のときには紹介手数料の減額または返還を行わないものとする。
 - （１）求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合
 - （２）求人票と異なる労働条件で雇用契約を締結したために退職をした場合
 - （３）求人票と異なる労働条件の変更を求めたために退職に至った場合
 - （４）雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより退職に至った場合
 - （５）あきらかに求人者の責によって退職に至った場合
 - （６）前各号の事由発生日から 3 日以内に当社へ通知がなかった場合
 - （７）本人の死亡・病気など不測の事態による退職をした場合

以上